

厚労省が公開 パワーハラスメント対策導入マニュアル

◆パワハラの対策マニュアルを初めて公表

厚生労働省は、企業内でパワーハラスメント対策に取り組む際の参考となる「パワーハラスメント対策導入マニュアル」を初めて作成しました。マニュアルは同省のホームページでダウンロードできるほか、都道府県労働局や労働基準監督署、労使団体など、全国で5万部が配布されるとのことです。また、同省では7月からこのマニュアルを活用した「パワーハラスメント対策支援セミナー」を全国約70カ所で無料開催します。

http://no-pawahara.mhlw.go.jp/pdf/pwhr2014_manual.pdf

◆規模の小さい会社ほど対策が進んでいない

2012 年度に実施された「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」によると、80%以上の企業が「職場のパワハラ対策は経営上の重要な課題である」と考えているにもかかわらず、「予防・解決のための取組み」を行っている企業は全体の 45.4%となっており、特に従業員数 100 人未満の企業では 18.2%に留まっていることから、従業員規模が小さい企業ほど、対策が進んでいないことが明らかになっています。

パワーハラスメント対策導入マニュアル

Pら事後対応までサポートガイド

◆マニュアルの内容は?

マニュアルは職場のパワーハラ スメントを予防・解決するため

- (1) トップのメッセージ
- (2) ルールを決める
- (3) 実態を把握する
- (4)教育する(5)周知する
- (6) 相談や解決の場を提供する

(7) 再発を防止する、の7つの項目が掲げられています。これら(1)~(7)の実施を20社の企業が行い、そのフィードバックを参考にポイントや規定例等を盛り込みつつ解説しています。なお、マニュアルには、従業員アンケートのひな形や社内研修用のレジュメ、ハラスメント相談対応者が使う相談記録票などの資料も豊富に収録されています。

◆放置せず予防・解決に向けての取組みを!

職場のパワーハラスメントは、近年、都道府県労働局や労働基準監督署等への相談が増え続けています。また、ひどい嫌がらせ等を理由とする精神障害等での労災保険の支給決定件数が増加しているなど、社会的な問題として表面化しています。

これらの問題を放置した場合には貴重人材を失うばかりでなく、企業側が裁判で責任を問われることもあります。こうした悪い影響や損失を回避するためにも、本マニュアルを活用してパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組みを行うべきでしょう。

編集後記

今月の写真は「葵」です。花鳥様、美しい写真をありがとうございます。「葵色」は、灰色がかった明るい紫色(こんな感じでしょうか ■)を指すそうです。読み仮名から青系をイメージしがちですが、赤が混じっていたようです。表紙の葵は、目の覚めるような鮮やかなピンク色、ハイビスカスと見間違うほどですが、それもそのはず、葵もハイビスカスも同じアオイ科に属している花だそうです。綺麗な花は落ち着いて鑑賞したいものですが、野外では虫刺され被害に遭い易いのが難点ですね。特にハチは、要注意です。ハチに一度でも刺された経験がある人は、5人に1人がアナフィラキシー(短時間のうちに起る重篤なアレルギー反応で、腫れによる気道の閉塞、急激な血圧低下で死に至る場合もある)発症リスクがあるとのこと。アナフィラキシー対策等については「アナフィラキシーってなぁに、jp」(ファイザー(株)のHP)に載っていますのでよろしければご覧ください。この夏も怪我なく健康に過ごしたいものですね。



トヨタ自動車の労使が「家族手当」を大幅に見直すことで大筋合意したことがわかった。月額約2万円の専業主婦(夫)らの分を廃止する一方、子どもの分をおおむね4倍に増額。これにより子どもが2人以上いる社員は手当が増えるが、妻が専業主婦などで子がいない場合は減る。全体の支払額は変わらない見通し。女性に就労を促して子育ても支援する国の政策に対応する形。

●「高齢者世帯数」が「子どもを持つ世帯数」を上回る (7/2)

厚生労働省が「国民生活基礎調査」の結果を発表し、2014年6月時点で高齢者世帯の数が子どもを持つ世帯を初めて上回ったことがわかった。「高齢者世帯」は65歳以上のみか、これに18歳未満の未婚者が加わった世帯で、「子どもを持つ世帯」は18歳未満の未婚の子どもを1人以上持つ世帯(一部は重複)。前者は前年より60万世帯増加して1,221万4,000世帯となり全世帯の24.2%、後者は67万4,000世帯減少して1,141万1,000世帯となり全世帯の22.6%だった。



今年 10 月の国民・事業者 へ向けた番号通知、2016 年 1 月の利用開始に向け、随 時情報をお届けしていく コーナーを設けます。

マイナンバーの4つのポイント ①取得

① 取得

利用・提供

保管・廃棄

安全管理 措置

利用目的はきちんと通知または公表 取得時の本人確認は厳格に!

本人確認はなりすまし防止のためにマイナンバーの確認と身元の確認を厳格に行わなければなりません。なお、確認は対面の方法だけでなく、証明書のコピーを郵送するといった方

法も認められています。 社員だけでなく、パート・アルバイト、謝金支払がある社外の方からもマイナンバーを取得する必要がありますので、その際の本人確認の方法を準備する必要があります。



Harmony通信 2015.07

#発行: 2015年7月10日

#編集・構成:合同会社Harmony



Harmony司法書士事務所 Harmony社会保険労務士事務所 Harmony行政書士事務所

住所:〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル 4 F

© TEL:022-796-9231 © FAX: 022-796-9232 © URL : http://www.harmony-office.com/

mail: info@harmony-office.com

※ 修日記 : http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/
陽子日記: http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/